

## **[事案 30-62] 入院・手術給付金支払等請求**

・平成 30 年 9 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時、募集人から告知不要と言われたこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しならびに入院および手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

肝硬変等で入院、手術をしたので、平成 28 年 4 月に契約した終身保険の医療特約にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、支払いも受けられなかった。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消し、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。また、延滞による心理的負担、労力の負担に対し慰謝料を支払ってほしい。

(1)「以前、健康診断時、肝臓機能が良くないと言われた」と募集人に伝えたが、「入院歴等はないなら大丈夫」と言われたので告知しなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人による告知妨害、不告知教唆の事実はない。

(2)入院給付金は、責任開始前に既に発病していた疾病により入院した場合には支払いの対象とはならず、手術給付金は、入院給付金の支払対象となる入院中に受けた手術でなければ支払対象とならない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に募集人の不適切な対応がなかったか等、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による告知の際の不適切な対応等は認められず、保険会社が慰謝料を支払うべき不当な行為の存在も認められず、また本入院の原因となる疾病は本特約の責任開始時以後にかかった疾病とはいえず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。